

児童相談所一時保護所第三者評価結果

○評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
s	優れた取組みが実施されている 他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
a	適切に実施されている よりよい一時保護の水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
b	やや適切さにかける 「a」に向けた取組みの余地がある状態
c	適切ではない、または実施されていない 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

○評価項目

I 子ども本位の養育・支援

1 子どもの権利保障

(1) 権利保障

① 子どもの権利に関する説明

[No.1] 子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 入所時、子どもは緊張と不安の状態であることを考慮し、「一時保護所のしおり」や「子供の権利ノート」を使用して説明している。落ち着いた頃を見計らい、再度回数に分けてわかりやすく説明を行い理解できるよう取り組んでいる。 しかし、「入所のしおり」では、「権利と義務」として触れているが、権利についての説明が分かりにくく、子ども権利条約の4原則、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」を分かりやすく説明することが望まれる。また、自分を振り返るという文言は、反省を促す内容になっており入所理由が反省を必要としない場合も多く見直すことが望まれる。	

② 子どもの意見が尊重される仕組みの構築

[No.2] 子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	
第三者評価結果	b
【コメント】 子ども同士や職員などお互いに話合える環境づくりを心がけ、毎週「子ども会議」開催し、発言できる機会を設けており、その中で社会的ルールや責任ある行動を学びながら、自主性が育まれる取り組みを行っている。また、子どもの意見の中にはスマホ所持、外部との交流など難しい要望が出ており、これらの意見には安全と保護の観点で説明し対応出来ない理由を個別的に丁寧に説明し理解を得ている。 なお、意見箱に入れた意見や退所時アンケート等に対しては、対応できるか検討し、子どもに対応内容を丁寧に伝えることで信頼関係を築くような取り組みが望まれる。	

(2) 子どもに対する説明・合意

① 保護開始に関わる説明・合意

[No.3] 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 一時保護の理由や目的、集団・グループで生活する事など、不安や緊張、不信に思っている子どもに対し、不安や緊張を理解し、共感、受容の態度で丁寧に説明を行っている。特に保護所での生活は「大人への信頼」を育む重要な通過点として大切な段階であり、家庭的な雰囲気の中で安心できる生活を通して信頼関係が得られるよう取り組んでいる。 なお、保護開始時に具体的な入所期間の見通しを伝えることが難しいことや期待を持たせてしまう恐れもあることから困難で入所の段階で入所期間を伝えられない場合も多い。入所期間が概ね2か月であることや退所出来る条件を伝えるほか、見通しが立った時点で伝えることが望まれる。	

② 保護期間中の説明・合意

[No.4] 保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 保護期間中、保護者との調整過程や今後の見通しについて、児童福祉司や心理判定員が子どもに適時説明を行っている。こうした場面では、子どもの親に対する思いや願いを聞き取ることや自己の将来の希望を聞き取れる場合もあり、一時保護所で共有して支援に生かしている。また、児童福祉司と心理判定員等との面接の場面では保護期間中の現状や見通しについて丁寧に説明し理解を得るようにしている。聞き取った内容や子どもから出た言葉は、一時保護所の職員に伝えられ、支援に活かされている。また、生活場面で子ども観察し、それを所内で共有しながら支援に繋げている。	

③ 保護解除に関わる説明・合意

[No.5] 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 保護の解除は、子どもの思いをしっかり受けとめると共に保護者の意向も踏まえながら、相談課、判定課、一時保護課のそれぞれの判断をもとに援助方針会議で慎重に検討して出された方針を子どもに伝えている。心理判定員からここを出てからどのような生活になるのか、何故そのような方向に決定したのか、判断の理由や解除後の生活を説明し、理解と納得が得られるよう丁寧に説明している。施設入所の際はパンフレットを用いて説明する他、施設職員との面談や施設見学を行い不安の解消を図っている。里親委託の場合は里親と面会、交流を重ね、安心して移行出来るように支援している。	

[No.6] 保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 解除後の生活支援について、子ども本人には退所しても児童相談所との関係は継続されること、困ったときはいつでも連絡してほしいことを説明し、児童相談所職員名や連絡先を記載した「子どもの権利ノート」を手渡している。また、家庭に戻る場合は、市町村子ども家庭センター、学校、幼稚園等や要保護児童対策地域協議会などと連携を図り情報を共有している。虐待で保護し家庭復帰する子どもには、周囲の大人にSOSを出しても良いことを伝えている。 なお、189(児童相談所虐待対応ダイヤル)の使い方までは、練習していないので、いざという時に電話連絡できるよう練習機会を持つことが望まれる。	

(3) 外出、通信、面会、行動等に関する制限

[No.7] 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 通学支援は、スクーリングや卒業式出席等に限られており、保護期間が長期化する場合は、里親や施設に一時保護委託を行い、そこから通学できるように配慮している。個別処遇を行う場合は一時保護課内で検討した上で所内検討に諮り、行動制限期間や児童福祉司、心理判定員の協力体制等を慎重に検討を行い方針を決定している。制限する場合は理由を子どもに分るように説明し同意を得るようにしている。 なお、面会や通信に関しては、制限があり手紙なども職員が子どもの同意をもらい内容を事前に確認してから渡している。制限は子どもへの安全配慮、静穏な環境の中で健やかに生活できる環境を目的にした対応ためとしているが、制限について最少となるような検討が望まれる。	

(4) 被措置児童等虐待防止

[No.8] 被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 虐待や不適切な支援に陥らないよう、適切な対応について職員同士で話合うほか、自己のストレス管理や虐待防止チェックリスト等を活用した自己チェックを行い未然防止に努めている。また、子どもに対しても職員による不適切なケアがあった場合には、意見箱の活用や職員へ伝えるよう入所時に説明している。 なお、被措置児童の虐待防止に関しては新任職員に対しての研修以外実施されてないので、職員全員を対象に障がい特性への理解や、虐待の未然防止について研修を実施することが望まれる。	

(5) 子ども同士の暴力等の防止

[No.9] 子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 子ども同士のトラブル、暴力、いじめに類する防止については、保護所のしおりでお互いを尊重することやトラブル発生前に職員に相談することなどを説明している。また発生の徴候があった場合は、児童の集団の状況に注意を払い、早めの介入や未然防止に努めている。また、ヒヤリハット等を活用し、職員同士の情報共有を十分に行い、未然防止に努めている。 なお、子どもが短期間で入れ替わるため、常に不安や緊張にさらされていることから、互いの相性や年齢、性別などに留意したケアが望まれる。また、子ども間で権利侵害が発生した場合に備え、対応マニュアルなどを整備し対応できる体制を備えておくことが望まれる。発生した事例を基に職員研修を行うことも望まれる。	

(6) 子どもの権利等に関する特別な配慮

① 思想や信教の自由の保障

[No.10] 思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 過去、宗教や国籍による文化・習慣の違いによる配慮を要する児童について、事前アンケート等を用いて、把握するすることに努めている。また宗教や国籍の違いによる生活習慣の違いなど、職員は事前に学習し、受入体制を整えている。 しかし、数年該当する子どもの入所ケースは無いが、入所に備え受け入れに当たっての対応マニュアルを整備すると共に、入所している他の子どもの理解を得るための説明資料の準備が望まれる。	

② 性的なアイデンティティへの配慮

[No.11] 性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 入所時 男女別「ころとからだのアンケート」を実施し、把握できるようにしている。また本人から申出がある場合や、集団生活になって初めて意識する場合もあるので、その言動や行動を尊重し、本人の意向を受けとめ、配慮したケアを行うようにしている。またトイレ、居室、入浴についてはトイレやシャワーがついている静養室の活用などを話し合っており、心理判定員等の意見を入れて個別支援計画を作り、対応することとしている。 なお、服装についても一部私服を認めているが、子どもの個性や意向を尊重し、可能な限り私服の着用制限を見直す検討が望まれる。	

2 養育・支援の基本

(1) 子どもとの関わり

① 安全感・安心感を与えるケア

[No.12] 子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行って	
第三者評価結果	b
【コメント】 様々な経験を経てきた子どもたちにとって、それまでの環境とは違った一時保護所という空間での生活を強いられることによる不安や緊張に対し職員は、共感・受容をもって接している。一時保護所は大人への信頼感を育てる重要な入り口の役割を果たしており、特に心理判定員を中心に、子どもの情報を、職員全体で共有し子ども一人ひとりの理解に努めている。また家庭との継続性を重視し、ぬいぐるみなどの持込を認めている。 なお、居室は2人の相部屋、共同生活であるため、プライバシー確保や一人になれる空間確保面で不十分となっている。また、協同生活のため生活ルールがあり、家庭的な安心感を持てる環境にはなっていないので、窮屈感を感じさせない環境づくりが望まれる。	

② エンパワメントにつながるケア

[No.13] 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	
第三者評価結果	a
<p>【コメント】</p> <p>様々な背景を抱えて入所している子どもたちのポジティブな面、強みなど発見し、子ども会議を通じて役割と責任を持たせるなど集団生活の中でエンパワメントにつながる指導・支援をしている。また日課や学習時間での過ごし方や子ども介助の場面を利用して、その子ども特有の個性を尊重し、自信や希望を引き出せるケアに取り組んでいる。今後、スマホの制限付き利用の検討や特技、好きな学科、趣味、スポーツなどを奨励し、本人の持っている能力を発揮・伸ばせる取り組みを期待したい。</p>	

(2) 子どもからの聞き取り等に関する配慮

[No.14] 子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	
第三者評価結果	a
<p>【コメント】</p> <p>子どもからの聞き取りは主に心理判定員が行っている。保護所職員も心理判定員と情報を共有しつつ、学んだ面接技法を意識して誘導するような聞き取りは絶対行わないように心がけている。司法面接やPTSDへ配慮をした面接、被虐待児への聞き取り等技術の知識や技術も身につけている。特に言葉の少ない子どもには、心理判定員が関わり、その原因を探り、知的障がい、発達障がい、心理的反応かななどを専門的な観点から判断しつつ、専門医の意見も取り入れ、聞き取りをしている。</p>	

II 一時保護の環境及び体制整備

1 適切な施設・環境整備

(1) 設備運営基準の遵守

[No.15] 一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか	
第三者評価結果	b
<p>【コメント】</p> <p>保護所は令和5年1月に現在地に新築移転し、本所と合流し、一体的な運営がなされている。入所定員を超える場合は、他児童相談所や児童養護施設、里親への一時委託の措置が取られている。廊下に間仕切りの壁があり、男女の構成で生活空間を調整できるようになっている。通学が必要な場合は一時保護委託に切り替える等開放環境への移行を検討している。</p> <p>なお、保護所内は居室が原則2名となっており、カーテンで仕切れるよ工夫しているが、プライバシーや開放性からは十分ではない。男女の構成や年齢などで3人同室の例も見られ、不穏な子どもの入所が多い場合の部屋割りに苦慮しており、静養室(2部屋)の活用や各児童相談所の連携や協力が望まれる。</p>	

(2) 個別性の尊重

[No.16] 一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	
第三者評価結果	b
<p>【コメント】</p> <p>昼食後や夕食後は自由時間となっており、読書、ゲームやビデオ・テレビ鑑賞など思い思いに過ごせる環境となっている。生活上のルールは、「一時保護所のしおり」に明記され入所時に説明している。頭髪に色は入所時の状況で良いとし、無理に染め直すことはしておらず、子どもの自由意思に任せる改善が行われている。</p> <p>なお、生活のルールは少しずつ見直しを進めており、私服の着用も限定的ながら認めている。今後、子どもの安全や安心に配慮しつつ、管理重視ではなく子どもの個別性を尊重したルールへの検討が進むことに期待したい。また、居室は、必要な子どもには個室対応で臨むようにしているが、入所する子どもの状況によっては対応が難しく、静養室利用も含め工夫が望まれる。</p>	

(3) 生活環境の整備

[No.17] 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 居室はカーテン、園庭は中庭に設けられるなど外部からの視線を遮るようしている。保護所内は職員と入所している子どもと一緒に清掃している。害虫駆除は調理室を中心に業者委託で実施している。居室や共有空間はエアコンで温度調整している。リビングで余暇時間を過ごせるように読書、ゲームやビデオ・テレビ鑑賞などの余暇物品をそろえるほか希望があれば新しく購入している。居室でも音楽を聴くなどゆったり出来るようになっている。危険箇所も定期的に点検し随時補修をしている。 なお、体育館は窓もあけられない状況にありながら、エアコン等冷暖房の設備がなく、夏季や冬季の利用に適した環境となっていないので改善が望まれる。	

2 管理者の責務

[No.18] 管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 管理者は次長が兼ねており、事務分掌で役割と責任が明確になっている。事務分掌は職員に示され周知されている。一時保護課長は、課内会議(月1回)、一時保護課も入る所内課長等会議(2週に1回)、子どもとの昼食会(毎週1回)に参加している。一時保護課長が児童相談所の次長も兼務しているため、相談・判定課との連携が良く、外出行事や不穏な子どもがいるときなど児童福祉司、心理判定員の協力が得られやすくなっている。 しかし、一時保護課長は次長職兼務のため多忙であり、日常的に一時保護所に入る体制になく、一時保護課の主任に業務を任せざるを得ない状況となっている。また、スーパーバイズする機会も充分持っていない。入所児童も複雑な要因を持っており、不穏な子どもも多く、日常にかかわれるよう専任化が望まれる。	

3 適切な職員体制

(1) 設備運営基準の遵守

[No.19] 一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	
第三者評価結果	c
【コメント】 一時保護課には保育士、児童指導員、看護師、心理士、学習指導員など運営基準を満たす人員が配置されている。 しかし、会計年度職員の配置が多く、緊急入所や不穏時には少ない正職員に業務が偏り、月45時間を超える超勤勤務が常態化している。また、突発的な休暇や研修などに対応できる人員体制になっていないため、休暇時の勤務調整や研修に対応できておらず、余裕が持てる職員の配置が望まれる。	

(2) 職員の適正配置

[No.20] 各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 直接処遇職員と間接処遇職員の役割は事務分掌で明らかにされている。看護師1名が増員され2名体制になり子どもの健康管理を担うほか生活支援を行っている。心理療法担当職員、学習指導員が配置され役割をもって業務に当たっている。中央児童相談所が専門性向上研修を実施しており、面接技法など専門的な研修を受けている。 なお、実務経験の多い職員が不足しており、障がい特性や強度行動障がい、暴力的な子どもや不穏時の対応に課題を感じており、経験を積み対応可能な職員の配置が望まれる。また、様々な障害や不穏時への対応などを学べる専門研修に派遣できるよう体制の充実を図り、専門性の育成に取り組むことが望まれる。	

(3) 情報管理

[No.21] 情報管理が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 「福島県個人情報の保護に関する法律等施行条例」により、管理され、取り扱いが行われている。また、職員は「福島県情報管理自己点検表」を用いて自己チェックし振り返る機会を持っている。個人情報に関する書類は 一時保護課の職員事務室に保管され、職員が不在の時は常時鍵をかけ、外部の方の目に触れることはない。子どもの情報について外部機関と情報共有する場合は保護者の理解を得て提供している。子どものケース記録は当該子どもが25歳を超えたとき焼却処分をしているが、将来の開示請求に備え、デジタル保存などの検討に期待したい。	

(4) 職員の専門性向上の取組

[No.22] 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 中央児童相談所が各児童相談所の研修企画・実施をしており、実施される専門性向上研修に、業務に支障が出ない範囲で参加し、専門性の向上に努めている。県中児童相談所からもパニック障がい、不穏時対応など研修内容について希望を伝えており、反映されている。国立武蔵野学院などの研修には持ち回りで推薦され参加出来るようになっている。新採用や転入職員には、先輩職員からOJTを行い、仕事を覚えてもらっている。勤務は、転入職員のみにならないようシフトを調整しサポート体制を取っている。 なお、職員体制が十分に確保できておらず、研修を受ける機会を保証できないため、人材育成計画や研修計画は立ていない。また、参加させるためにも勤務調整や休暇の振り替えなどが必要となっており、余裕が持てる職員体制を確保して、研修計画に基づく人材育成が望まれる。	
[No.23] 職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 朝夕には夜勤者から日勤者、日勤者か夜勤者へと児童支援日誌、連絡ノートで引継ぎが行われている。引継ぎには相談課・判定課から担当心理判定員、必要があれば児童福祉司が同席し情報に共有が行われている。勤務職員は勤務中にもメモをして、空き時間に児童相談所情報管理システムに入力し、子どもの状況を記録している。システム内の情報は、相談所職員が共有できる環境となっている。毎月の課内会議で保護所職員間で情報共有するほか、児童相談所内の課長会議や処遇方針を検討する3パート会議で情報共有が図られている。	

(5) 児童福祉司との連携

[No.24] 児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 児童相談所の一時保護課が県中児童相談所に付設されるようになり、日々の情報共有や連携が取れるようになっている。朝・夕の申し送り時に相談課・判定課職員が同席し情報共有で来ている。児童福祉司から家庭や地域の状況、心理判定員からは面接や心理療法の結果が報告され、連携が取れ子どもに日課の過ごし方や個別日課についてのアドバイスを行っている。また、不穏時や行事の際には、相談課・判定課から職員の応援が得られる状況にあり、少ない人員体制を補完してもらっている。	

(6) 職場環境

[No.25] 職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	
第三者評価結果	b
【コメント】 労務管理は次長(兼)一時保護課長が担っており、ハラスメント防止、メンタルヘルス対策に取り組んでいる。年1回ストレスチェックを実施し、福島県福利厚生室が行う「職員相談」の実施日を職員に周知している。産業医も配置されているが利用の対象はストレスチェックの結果等から県福利厚生課が判断している。 なお、休暇は5日以上取るよう指導し、平均10日前後取れるよう勤務調整を行っている。しかし突発的な休暇取得は困難で、体調不良時には夜勤明けの職員が超過勤務で対応せざるを得ない状況になっている。不穏な子ども、緊急保護などで時間内で勤務が終わり月45時間を超える超過勤務が見られるなど、正規職員に負担がかかっており、体制の充実が望まれる。	

4 関係機関との連携

(1) 医療機関との連携

[No.26] 医療機関との連携が適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 小児科医1名の嘱託医がおり、毎月来所による診察がなされている。また、虐待や性被害の子どもは、入所後ただちに専門医を受診させている。また、司法面接などで性被害が分かればその時点で専門医を受診している。障害を持つ子どもは、精神科による定期相談会を利用するほか、嘱託医の判断で心理判定員が同伴して精神科受診をしている。かかりつけ医がいる子どもは、かかりつけ医の継続受診を支援している。障がい施設入所予定の子どもは、精神科医の診断内容、治療方針、服薬などの情報を伝え、入所先の精神科に繋いでもらっている。 なお、精神科医の情報を基に事例検討を行っているが、その場に医療機関がかかわる体制にはないので、医療的ケアが必要な子どもの場合は、医療機関を交えたチームケアへの取り組みが望まれる。	

(2) 警察署との連携

[No.27] 警察署との連携が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 「県中児童相談所一時保護所運営要項」の中で無断外出対応マニュアル、傷病・事故発生時の応急体制が定められ、無断外出や親の強引な面会や引き取り要請に対応できるようになっている。「福島県警本部とこども未来局協定」があり警察と連携できる体制となっている。県中児童相談所に警察職員が配置されており警察との窓口となっている。無断外出は数件発生しているが警察の協力を得て発見・保護に繋がっている。また、警察からの要請や検事も入った司法面接には心理判定員が同席しており、子どもの特性や男性が苦手などの必要な配慮は事前に伝え女性警察官や女性検事で対応してもらっている。さらに、心理判定員は子どもの思いを聞いて警察に伝える役割も果たしている。	

[No.28] 施設や里親等との連携が図られているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 施設入所が決まった段階で、児童福祉施設のパンフレットを使い説明している。施設職員が訪問し面接を兼ねながら交流し安心感を持てるようにしている。里親委託の際は、里親が数回来所し、顔合わせから子どもとの遊びへと交流を重ねたうえで、一緒に外出して慣れるようにしている。一時保護委託制度を利用して相性を見て委託するケースもある。マッチングは里親コーディネーターが行い、子どもの特性を見て判断している。委託後も里親対応専門の児童福祉司、里親コーディネーター、心理判定員が訪問や電話などでフォローしスムーズに移行できるようにしている。施設入所も児童福祉司、心理判定員がアフターフォローをしている。また、学校とも連携し子どもの不適応行動など情報をもらい、再び一時保護で対応する場合もある。	

(4) その他の機関との連携

[No.29] 子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 関係機関との連携は児童福祉司が行っている。虐待ケースなどの家庭復帰の場合は市町村要保護児童対策地域協議会案件として登録し、児童福祉司が会議に参加し、地域の関係者から情報をもらい、連携しながら見守り体制を築き、子どもの安全に努めている。また、検察、警察と年1回会議を持ち、連携を深めるとに合同面接の在り方を協議し福祉の考え方を理解して貰っている。会議の際一時保護所内を見学してもらい理解を図っている。児童養護施設とは年1回会議を持ち情報交換をしている。	

1 一時保護の目的

[No.30] 一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 1、安全安心できる一時保護所、2、いつでも明るく温かい一時保護所、3、個人が尊重れる一時保護所、4、児童をよく見て、共に考える一時保護所と4項目を理念とし、事務所に掲示して浸透を図っている。毎年年度当初に児童福祉法改正や児童の最善の利益について話し合っている。また、子ども一人ひとりのケースの話し合いでは最善の利益になっているか話し合っている。 なお、理念の実践状況を一人ひとりの職員が振り返る機会を設ける等、職員に浸透を図る取り組みが望まれる。また、入所のしおりにも入れて子どもに理念を説明する等理解を得る取り組みが望まれる。	

2 一時保護所の運営計画等の策定

[No.31] 一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 毎年2月以降に次長が、各課長クラスで検討した原案を基に、県中児童相談所としての事業計画を策定している。 なお、児童相談所の事業計画とは別に一時保護所として行事、安全、給食、日用品など子どもの生活全般について事業実施状況を反省したうえで次年度の事業をまとめており、一時保護所としての事業計画として策定することを期待したい。また、事業計画の策定手順は明確になっておらず、手順をを示し、組織として取り組むことが望まれる。	

3 一時保護の在り方

[No.32] 緊急保護は、適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 緊急保護の場合は入所後速やかに嘱託小児科医の受診や必要に応じ専門医の受診を実施している。虐待や警察からの身柄付き保護に場合は児童福祉司が市町村、学校、保護者の調査を行い情報把握に努めている。閉鎖的環境での保護については、心理判定員が中心となり子どもが落ち着くまで時間をかけて保護の目的を説明し理解を得る取り組みをしている。保護所職員からも生活の中で丁寧に説明している。また、保護期間などは、社会診断、心理的診断、医学的診断、行動診断を行い、子どもの最善の利益の観点で検討を進めている。子どもには里親、児童養護施設、家庭復帰など援助方針が決まった段階で説明している。	

4 一時保護所における保護の内容

(1) 生活面のケア

[No.33] 一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 子どもの日課として、幼児用と学齢時(小1～高3)用の2つの日課表が定められている。学齢時の日課では就寝時間が小学3年生までが20時、小学4年生以上が21時と異なっている。毎日、入浴し、その都度着替えを行い学齢以上は洗濯物干しから取り込み、畳んで収納まで自分で行うよう指導している。また、食事の配膳下膳は小学4年生以上が交替で行い、掃除は自分が使う場所は毎日行うなど年齢に応じて生活習慣が身につくように支援している。発達障がいの子どもには、文字で手順や予定を示して混乱しないよう配慮したり居室での食事などを認め、障がいに応じて弾力的に対応している。 なお、小学1年生と高校3年生が、学習時間を含め基本的に同じ日課になっているため、学年や年齢に応じた日課の作成が望まれる。	

(2) レクリエーション

[No.34] レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 毎日の余暇時間に子ども達がテレビやDVDを楽しみ、週末にゲームができるように学習室に本、マンガ、テレビ2台、ポータブルDVD4台やゲーム機器を備えて自由に遊べるようにしている。体育館にバスケットボール、バドミントンや卓球などの設備や道具を備えてスポーツを楽しめるようにしている。園庭には滑り台、ブランコ、鉄棒や砂場を常設し、幼児も遊べる環境が整備されている。また、園庭では野球、サッカーやテニスなどのスポーツができるようになっている。おもちゃや本などの遊具類は、子どもの意見をもとに毎年更新している。季節ごとに七夕会、運動会、クリスマス会のイベントを行い、社会科見学では戸外に出かけている。毎月、滑り台、ブランコや鉄棒などの設備は、職員が点検表に基づき点検を行い不具合があれば速やかに修繕行って安全確保に努めている。	

(3) 食事(間食を含む)

[No.35] 食事が適切に提供されているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 食事は献立作成から食材購入、調理まで業務委託としている。アレルギーのある子どもには除去食を配膳時のネームプレートに表示し、調理員と職員がダブルでチェックして誤りのないようにしている。食事をしながら行事食の意味や季節の野菜を説明し、食育を行っている。子どもの年齢や体格に応じてご飯の量を調整し、ご飯と味噌汁はおかわりができるようにしている。嫌いなものは無理強いせず、少しは食べてみるよう声かけをしている。また、昨年までは黙食としていたが、今年からおしゃべりをしながら食事ができるようにしている。 なお、職員が子どもと一緒に食べることで検食としているが、検食の趣旨を踏まえ事前に検食を行うことが望まれる。	

(4) 衣服

[No.36] 子どもの衣服は適切に提供されているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 毎日、入浴後に洗濯を行い清潔な衣服を身につける習慣づけをしている。今年度途中から、乾燥機に耐える素材で露出の少ないものとの条件付きで私服の持ち込みや着用を認めている。足りない場合は、一時保護所で購入しストックしているものから体形や季節に応じた衣服を貸与している。肌着や靴下など直接肌に触れるものは支給し、退所時に持ち帰らせている。衣服は年齢別・男女別・季節に応じて分類して保管し、それぞれ2～3枚の中から選んで貰っている。 なお、同時に同性で同年齢層の子どもの入所があると、枚数の関係上、選択の余地がなくなるため、子どもがいつでも好みの衣類を選択できるよう備蓄すると共に、私服着用を認めていくことが望まれる。	

(5) 睡眠

[No.37] 子どもの睡眠は適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 就寝時間は、小学3年生までが20時、小学4年生以上は21時としている。起床時間は全員同じで、月～土曜日までが6時40分、日曜日は6時50分としている。シーツとパジャマは週1回、タオルケットは月1回洗濯し、退所後や夜尿時の寝具洗濯のほか年1回は定期的に業者に委託して布団のクリーニングをしている。また、幼児等には馴染みの毛布やタオルケット、縫いぐるみの持ち込みを認め、必要に応じて添い寝を行い安心して眠れるように配慮している。 なお、年長児など午睡の必要のない子どもも午睡を行うなど一律的な対応となっている。また、高校生の就寝時間を一律21時とするなど一般的な高校生の実態と異なる時間設定となっているため、午睡や就寝時間の見直しが望まれる。	

(6) 健康管理

[No.38] 子どもの健康管理が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 入所時の聞き取りや体のチェックから病気が疑われるケースは速やかに小児科受診を行っている。虐待児のケースは入所時に小児科受診のほか、必要に応じて婦人科受診を行っている。入所後は、毎日朝に検温を行い、様子を観察して異常があれば小児科受診としている。体調が優れない子どもはケース記録や支援日誌に記載して引継ぎをし継続して観察を行い、通院の要否は看護師が判断している。また、月1回は、小児科受診を実施している。入所前からの馴染みの精神科を継続受診する際は、児童福祉司や心理判定員の付き添いで実施している。さらに、月1回児童相談所で実施している精神科定期相談会に上げて専門家の判断を仰いでいる。アレルギー発作マニュアル、感染症対策マニュアル、与薬マニュアルや汚物処理マニュアルを作成し、運営要領で救急車を呼ぶ手順を示して職員間で子どもの健康管理方法の共有を図っている。	

(7) 教育・学習支援

[No.39] 子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 入所後に学力テストを実施し、学力に合ったプリント学習を行っている。教員免許を有する学習指導協力員による月～金曜日の9時半～12時まで1コマ40分の授業形式の学習時間を設けている。学習指導協力員は、子どもが興味を持ち楽しめそうなプリントを用意して学習に集中できるよう工夫している。児童福祉司が学校から課題を貰ってきたり、学校によっては学習プリントを送ってきている。入所中、卒業式や通信制のスクーリングに出席させているなど、学校のイベントには出席できるよう支援している。小中学校では一時保護所の学習を出席扱いとしてカウントされている。 なお、一時保護所から学校に通学した事例はなく、一時保護期間が長期になった場合、学校への通学支援など子どもの教育を受ける権利を保障する取り組みが望まれる。	

(8) 保育

[No.40] 未就学児に対しては適切な保育を行っているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 遊戯室があり、遊具や保育用品を備えている。1日の流れは作っているが、保育計画は作成していない。週案や月案も作成していないが、保育資格を有する職員が保育に当たっており、継続的な支援ができています。未就学児の担当は基本1名になっており児童数が増えた場合、年齢に応じた対応が困難な状況にある。 なお、3歳未満児や3歳以上児など、子どもの発達段階に応じ子どもの主体性を尊重した保育計画の作成が望まれる。また、未就学児が増えた場合に年齢に応じた保育ができる体制づくりが望まれる。	

(9) 保護者・家庭への感情、家族の情報、家族との面会等

[No.41] 家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 家族に対する支援や対応は児童福祉司や心理判定員が担当し、心理判定員が子どもへの説明を行っている。また、児童福祉司や心理判定員から家族に対する対応や子どもとの面談内容は、メモによる伝達や口頭での報告があり共有が図られている。また、児童相談所支援システムにアップされるので確認することができている。子どもへは、家族との面会について会いたくない時は拒否してもよいことを伝え、心理判定員を通して家族に伝えている。一時保護所では子どもの気持ちの変化に応じて対応し、家族との面会前後などの子どもの気になる言動はケース記録に記入するとともに児童福祉司や心理判定員に伝えている。家族の面会では、できるだけ一時保護所職員も同席し、保護所での生活状況を家族へ伝えている。	

5 特別なケアの実施

(1) 性的問題への対応

[No.42] 子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 性的問題を抱えた子どもについては、受理会議で保護中の留意点を確認し個室対応としている。性被害を受けた子どもは、速やかに小児科と産婦人科の診察を行い、必要に応じて精神科で受診をし身体的精神的ケアを行っている。また、一時保護所では同性による職員が対応することになっている。警察の面接は心理判定員やケースワーカーが対応し、必ず立ち会っている。内容はケース記録で確認出来る他、ケースによっては口頭で報告を受けている。子どもが不安定になった時は、個別に話を聞き対応している。 なお、性的問題を抱えた子どもについて個別支援計画を作成し、支援方法を職員間で共有し個々の課題に応じた計画に基づく支援の実施が望まれる。また、入所中の子どもの特性に応じた性教育を行うことが望まれる。	

(2) 問題行動のある子どもへの対応

[No.43] 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもは、受理会議で児童福祉司から情報を得て把握し個別対応としている。。危険物の管理に注意し、クールダウンの方法や予防方法を子どもと話し合い、心理判定員と一時保護所職員で共有している。イライラした時はイヤーマフ等をしてクールダウンが出来るようにしている。また、通院している精神科の医師と連携を図りながら対応し、心理判定員が面接を通してケアを行っている。緊急時には緊急ボタンを押すことで、相談課・判定課職員がかけつける体制ができており、女性職員のための夜勤の場合、男性職員が就寝時まで残るなど勤務調整を行い応援体制を整備している。	

(3) 無断外出を行う子どもへの対応

[No.44] 無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 入所に納得していない子どもや自殺企図などがある精神的に不安定な子ども、一時保護を繰り返している子どもなど、無断外出の恐れのある子どもは入所時に把握できている。受理会議のなかで、対応方法や留意点について確認している。心理判定員が面接を通して動機づけを行っている。一時保護所では、入所児全員について無断外出に備え写真付きで身体的特徴等を記載した「無断外出児調書」を作成している。無断外出をした場合、居室の窓に設置したセンサーが反応し、モニターで屋外を確認できるようになっている。無断外出から戻った後は、心理判定員が面接のなかで経過の確認を行うとともに、丁寧に動機づけを行っている。一時保護所では「無事に帰ってきてよかった。」と子どもに伝え温かく迎え入れている。	

(4) 重大事件に係る触法少年への対応

[No.45] 重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 殺人、強盗、放火等重大事件に係る触法少年を一時保護した事例はない。前回の第三者評価を受け、今年度に「重大事件に係る触法少年の一時保護対応について」のマニュアルを作成している。入所直後は他児の生活スペースと分離されている静養室を使用することとしているが、窓がなく閉鎖的な空間であり、他児も使用することもあるため、長期間の使用が適切ではないなどの課題がある。マニュアルは作成したが、実際の対応については過去事例がなく重大事件に係る触法少年は家裁送致となるのが通例であるため、受け入れる可能性は極めて低く検討は進んでいない。 なお、緊急に警察から身柄付きで送致される可能性もあることから、具体的な対応方法について検討しておくことが望まれる。	

(5) 身近な親族等を失った子どもへの対応

[No.46] 身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 身近な親族が亡くなった場合は、心理判定員が面接して、亡くなった理由、子どもの状況やレベルに応じて心理的なフォローを行いながら伝えている。葬儀には子どもの意向を確認して、児童福祉司等が付き添いや送迎を行い参列できるようにしている。一時保護所では親族が亡くなった件を職員から話しかけることはしないが、子どもの様子を見守りながら子どもが話をしたい時に話を聞くようにしている。グリーフケアやモーニングケアは行っていない。 なお、一時保護所においても配置されている心理職員を中心に職員研修を重ね日常生活のなかで精神的なケアを行える体制づくりが望まれる。	

(6) その他の配慮が必要な子どもへの対応

[No.47] 被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 被虐待児の受け入れにあたっては、受理会議で対応方法や観察の視点などを確認している。安心して生活できるよう、子どもの思いを丁寧に聴き取り、ケースに応じて個室対応を図っている。心理的ケアは、心理判定員を中心にいき、各職種で共有を図り支援している。医療機関への受診においては、小児科や婦人科の受診を適宜行っている。精神科においては、新規患者の予約が取れにくく、受診まで時間がかかるが、一時保護所として、受診の調整は図っている。	

[No.48] 障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 障害児の受け入れにあたって明確な基準はない。受理会議での情報と行動観察や学力テストを通して把握に努め、児童福祉司や心理判定員が学校や関係機関等から聞き取った情報をもとに支援に活かしている。障がいの特性に応じて、クールダウンできる空間の準備や指示を視覚化するなど個々の状態に応じた対応を図っている。障がい児の支援について学び理解を深めている。身体障がい児の受け入れにあたってはハード面での課題があるため、障がい児施設へ外部委託を行っている。 なお、障がいの特性に応じた個別ケアを提供する上で基本となる個別支援計画を作成していないので、作成が望まれる。	

[No.49] 健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 健康上の配慮が必要な子どもの受け入れにあたっての明確な基準はない。健康上配慮が必要な子どもには、速やかに受診し医療機関より指示を受けている。与薬マニュアルが作成され、誤薬防止のため3重でチェックする体制が構築されおり、薬は職員室で施錠できる場所で保管している。子どもの状態観察は、支援日誌や行動観察記録で把握し、全職員が共有できる仕組みがある。 なお、一時保護所の看護師配置が1名増員され2名体制になったことから、不在時が無くなり健康管理が適切に行われるよう服薬管理や医療的処置など個別支援計画に反映させることが望まれる。	

6 安全対策

(1) 無断外出防止及び発生時対応

[No.50] 無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか	
第三者評価結果	a
<p>【コメント】</p> <p>子どもが無断外出した場合の対応マニュアルが整備されており、一時保護所の屋外3箇所に防犯カメラを設置し職員室で様子を確認するとともに、一時保護開始時に、保護の経緯や子どもの特性などを把握し無断外出の可能性のある子どもを把握し未然防止を図っている。無断外出が発生した場合には、マニュアルに沿って各所へ連絡すると共に、子どもの早期発見保護に努めている。児童が戻ってきた時は温かく迎え入れ、心理判定員と面談を行い行動の振り返りを行い再発防止に取り組んでいる。</p>	

[No.51] 災害発生時の対応は明確になっているか	
第三者評価結果	b
<p>【コメント】</p> <p>消防署立ち合いの総合訓練を年1回と年間計画に基づき地震や火災を想定した避難訓練を毎月行っている。今年度にBCPを作成し、全職員への周知を図っている。今後は、BCPに沿った避難訓練を行う予定となっている。通報訓練は、電話連絡網で行う仕組みとなっている。水やレトルト食品などの備蓄は、水や長期保存ご飯は一時保護所でも備蓄しているが、給食の委託業者へ一任している。</p> <p>なお、備蓄の管理や緊急時の職員連絡網が不十分であり、備蓄一覧を作成し、備蓄品や保管状態の確認をするとともに、電話での連絡網だけでなく、防災アプリを活用し迅速に連絡が取れる一斉メールなどの手段について検討が望まれる。</p>	

(3) 感染症対策

[No.52] 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	
第三者評価結果	b
<p>【コメント】</p> <p>一時保護開始時に、感染症の有無や可能性の把握に努め、毎日の検温と手洗いの励行、マスクの着用を促し感染症の予防を行っている。感染症が発生した時には静養室で対応し、マニュアルに沿った対応を図っている。看護師が講師となり、感染症が発生した時の対応について、内部研修を行っている。今年度、感染症に関するBCPも作成し全職員へ周知を図っており、今後は、BCPに基づく訓練の実施を予定している。</p> <p>なお、予定しているBCPに基づく訓練を実施後は、内容を検証し課題があれば見直しを行うことが望まれる。</p>	

7 質の維持・向上

[No.53] 一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	
第三者評価結果	b
<p>【コメント】</p> <p>「一時保護所運営要領」を作成し、基本方針や対応手順が明確になっている。申送りや会議の際の報告の場が、対応方針や手順の確認の場につながっており、毎年度末に見直しを行っている。新・転任職員には、マニュアルを配布し、日頃の業務を通して周知を図っている。</p> <p>今後は、OJTによる周知にとどまらず、より内容への理解を図るため新・転任職員を対象とした各種マニュアル内容に関する研修会の実施が望まれる。</p>	

[No.54] 一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	
第三者評価結果	b
<p>【コメント】</p> <p>外部評価を定期的に受審し、評価結果をもとに各種マニュアルなどの見直しを行っている。課内会議などで、子ども会議や日頃の支援で出された子どもの意見をもとに、日常的な養育・支援の質の向上に向けた話し合いを行っている。また、子どもの退所時にアンケートを行い、一時保護所での生活に対する意見を把握し、子どもの意見を支援に反映させている。</p> <p>なお、過去に自己評価を行っていたとのことだが、継続的に自己評価を実施するとともに、受審した第三者評価結果も含め、課題に対してPDCAサイクルで質の向上を図る取り組みが望まれる。</p>	

IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

1 アセスメントの実施

(1) 保護開始時

[No.55] 保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか	
第三者評価結果	a
<p>【コメント】</p> <p>一時保護開始時の受理会議において、子どもの性格や心身の状況、家庭の情報を聞き取っている。また、ワクチンの接種状況やアレルギーの有無、集団生活をするにあたり課題がないかなどの把握に努めている。児童福祉司や心理判定員が聞き取った情報は、会議で共有するとともに、各職種が収集した情報はPCシステムで確認している。就学児においては、学校より学校調査票をもらい、子どもの特性や既往歴などを把握し、養育・支援に関する必要な情報収集を行っている。</p>	
[No.56] 関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか	
第三者評価結果	a
<p>【コメント】</p> <p>心理判定員が行う子どもとの面接と、児童福祉司が家族や保育園・学校などの地域関係機関から収集した情報を共有し、心理検査から得た診断などをもとに、3パート会議（一時保護所・児童福祉司・心理判定員）を行い、総合的なアセスメントや援助方針について協議している。</p>	

[No.57] 援助指針に沿った個別ケアを行っているか	
	b
<p>【コメント】</p> <p>人の目が気になるなど集団の生活に課題を抱える子どもには、観察会議で話し合い、居室を個室とし、食堂ではなく自室にテーブルを用意し安心して食事が摂取できるようにするなど必要に応じて援助方針を立て個別ケアを実践している。また、受験を控えた子どもには、学習時間を確保するため就寝時間を延長するなど一人ひとりの状況に合わせた支援を行っている。児童福祉司と心理判定員と協議し、家族や学校との面会など個別に対応を図っている。</p> <p>なお、個別支援計画は、支援の必要性がある個別ケースのみの作成に留まっており、個別ケアをするためにも全てのケースについて個別支援計画の作成が望まれる。</p>	

[No.58] 一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 入所時に、子どもの家庭像を含めた思いをアンケートで聞き取り、一時保護中の子どもの行動を観察し、言動や表情、行動などを記録化している。一時保護所での行動観察を基に、児童福祉司や心理判定員と共有し新たな課題が発生していないか、3パート会議で繰り返しアセスメントを行い、援助方針を見直している。必要のない長期の一時保護にならないよう努めているものの、家庭との調整が難しいケースにおいて、長期の保護になっているケースもある。	

3 子どもの観察

(1) 子どもの観察

[No.59] 一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 生活場面を通して、子どもの発言や様子から行動を観察している。子どもとの面談は心理判定員が週に1～2回と定期的に行っており、一時保護所で子どもから面談の希望が聞かれた時には、適宜対応を図り丁寧に思いを聞き取っている。行動観察記録には事実を記録し、担当職員がケース記録から行動観察票にまとめている。児童相談所情報管理システムで、児童福祉司と心理判定員など他職種で共有を図り行動観察に反映させている。子どもに関する記録は、個人別にファイリングし保管している。	

(2) 観察会議等の実施

[No.60] 観察会議が適切に実施されているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 入所後10日程度で初回の行動観察会議を開催している。人員の関係で、定期的な観察会議の開催が難しい場合には、一時保護行動観察のまとめを回覧し観察会議としている。更に、月1回の課内会議で、全ての子どもの援助方針について協議を行うと共に、月2回の課長等会議の中でも支援の経過について確認を行っている。観察会議に児童福祉司や心理判定員は参加しておらず、児童相談所情報管理システムで共有を図っている。 なお国がガイドラインで定めている、週1回の観察会議は開催できていないので、定期的を実施できる体制を構築し、子どもの変化を常に共有し、支援に活かしていくことが望まれる。	

V 一時保護の開始及び解除手続き

1 開始手続き

(1) 保護開始に関わる支援・連携

[No.61] 保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 「一時保護所のしおり」を活用し、生活のルールや日課などの説明を行っている。子どもの特性に応じて、ルールを図や絵を用い丁寧に説明し理解を促している。保護者への説明は、児童福祉司から説明を行っている。問題行動への予防と介入のマニュアルが策定され、受理会議での情報を基に、子どもの特性に応じて性格行動のフォローなどの指導や支援を行っている。月に一度嘱託医の健康診断があり、必要に応じて専門医へつないでいる。日用品、着替えを所持していない子どもには、一時保護所で準備している物の中から子どもの年齢や体型に合わせて受入初日に支給できるよう準備している。	

(2) 子どもの所持物

[No.62] 一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 子どもの所持物について、一時保護期間中のルールの説明を行っている。所持品は写真を撮り、所持物調書にまとめ、保護所で使用できない物は、一時保護所の倉庫や金庫で適切に管理している。学用品は、学校の教材が使用でき、文房具は支給のもので統一を図っている。子どもにとって心理的に愛着のあるぬいぐるみ等の所持や、集団生活に支障がない範囲で自分の洋服の着用を認めている。子どもが所持する必要がないものは、保護者へ返還している。 なお、子どもの所持物については、情緒安定面を考慮し、子どもの福祉を損なう恐れがあるもの以外は、可能な限り所持できるようにすることが望まれる。	

2 解除手続き

(1) 保護解除に係る支援・連携

[No.63] 保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 保護解除にあたり、適切な時期に、子どもの特性や強みなど継続的に取り組む事項は、「行動観察と評価」に記録し、児童福祉司を通じて里親や施設職員に情報を提供している。里親委託では、複数回の外出や外泊を行い、時間をかけ丁寧にカンファレンスや引継ぎを行っている。家庭引き取りでは、児童福祉司から学校や子ども家庭センター、要保護児童地域対策協議会などの関係機関へ情報を提供している。	

(2) 子どもの所持物

[No.64] 保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 保護解除にあたり、子どもの所持物は児童所持物調書と照合し漏れがないことを確認し、児童福祉司より返還を行い、保護者から受領書を受け取っている。子どもが所持していた楽器などは、児童福祉司より直接子どもに返還するなど権利者に返還している。	